

市の政策などの策定過程で皆さんからの  
意見をお聞きするルールをつくりました

# 登別市意見公募 (パブリックコメント) 制度が始まります

市民参画によるまちづくりを推進するためには、行政が政策形成過程から広く情報を発信して、多くの意見を反映させることが必要です。

今月号では、3月1日から導入する『登別市意見公募（パブリックコメント）実施要綱』の概要とこの制度の策定に当たり、昨年11月に募集した皆さんの意見と市の考え方についてお知らせします。

『意見公募（パブリックコメント）制度』とは



パブリックコメント制度は、市の基本的な構想・計画や市民生活に大きく影響する条例の策定・改廃の案を決定前に公表し、皆さんから寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定する制度です。

どうして制度をつくったの？



市は、これまでも各種審議会や市民自治推進委員会、地区懇談会などの場で皆さんから意見をお聞きしてきたほか、広報のぼりべつやホームページなどで計画などの案を公表し、皆さんの意見を市政に反映できるように努めてきました。

市がこれまで行ってきた手法は、パブリックコメントに該当するものであると考えますが、市政の推進に当たって、市民参画によるまちづくりをこれまで以上に推し進めるためには、市民生活に関わる構想や計画、条例などについて、より一層積極的に情報を発信して、透明で公正な政策決定に取り組む必要があると考えます。

そのため、これまで行ってきた意見の募集方法について見直しを行い、要綱を定めて明文化をしました。

どのような方法で実施するの？



◎対象となる政策など  
パブリックコメント制度では、次のようなものを策定したり改正や廃止をするときに、市が作成した案をお知らせして意見を公募します。

- 市の基本的な構想や計画など
- 市の基本的な制度を定める条例
- 市民生活や事業活動に直接または重大な影響を与える条例や規則、指針など
- 公共施設の建設・廃止に係る計画など
- 事務事業評価
- 市の憲章や宣言など

ただし、市税の賦課徴収や分担金、負担金、使用料や手数料などの徴収に関するもの、事務事業評価のうち外部評価の対象となるものは除かれるほか、法令の改正などに伴う条例などの移動や用語の整備などの軽微なもの、迅速または緊急に政策を行わなければならない場合、市の裁量のない政策などについても適用から除外されます。

公募の際には、皆さんから多くの意見をいただき、案について理解を深めてもらえるように、案の趣旨や目的、関連資料などを公表します。